

令和 6 年 3 月 定例教育委員会 会議録

◇開 会 令和 6 年 3 月 2 1 日（木） 午後 1 時 0 0 分
 ◇閉 会 令和 6 年 3 月 2 1 日（木） 午後 2 時 2 6 分
 ◇会 場 3 F「教育委員会会議室」
 ◇出席者 教育委員会

・教育長	片 山 則 昭
・教育長職務代理者	吉 竹 主 税
・教育委員	上 羽 裕 樹
・教育委員	中 川 卯 衣
・教育委員	湊 上 智 帆
・教育部長	足 立 勲
・教育部次長兼学校教育課長	池 内 晃 二
・教育総務課長	足 立 安 司
・社会教育・文化財課課長	小 畠 崇 史
・恐竜課長	田 原 弘 義
・教育総務課副課長兼学校給食係長	安 平 良 一
・教育総務課総務係長	足 立 真 澄
まちづくり部	
・まちづくり部長	福 井 誠
・人権啓発センター所長	堂 本 祥 子
・市民活動課長	山 内 邦 彦

（片山教育長）

ただいまから 3 月の定例教育委員会を開催いたします。会の進行上、発言の際には、必ず氏名を名乗ってから発言していただきますよう、お願いいたします。

日程第 1

前回会議録の承認

（片山教育長）

日程第 1 前回会議録の承認についてですが、2 月 2 2 日の定例教育委員会会議録の承認は、中川委員と湊上委員にお願いいたしました。

日程第 2

会議録署名委員の指名

（片山教育長）

日程第 2 会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録の署名は、吉竹教育長職務代理者と上羽委員にお願いいたします。

日程第 3

教育長報告

（片山教育長）

日程第 3 教育長報告に入ります。
 別紙を 1 ページめくっていただいて、お願いいたします。
 2 月 2 2 日に定例教育委員会に引き続いて、丹波少年自然の家事務組合教育委員会会議がございました。
 2 4 日、土曜日ですが、丹波「学校を核とした地域づくり」プロジェクト図書館の可能性を考える交流会が船城小学校でございまして、参加させていただきました。これからの学校の図書館を含めまして、図書館の可能性ということで有意義な話し合いができたと思っております。
 2 5 日、日曜日は春日文化ホールで丹波アートコンペティション表彰式がございました。教育長賞は氷上町の堂東由佳さんという画家の方が受賞されました。
 2 6 日から 3 月の議会本会議が始まりました。

27日、氷上西高の卒業式に行ってみいました。37名卒業されました。高校の場合は送辞答辞があり、これからの夢をたくさん語っていて、非常によかったと思っています。

29日、氷上高校の卒業式にも行ってみいました。卒業証書授与を順番にされました。

その後、夕方から一般質問の議会の調整会議がございました。

3月1日、議会本会議がありました。

2日、土曜日ですが、兵教組氷上教職員組合定期総会の挨拶に行ってみいました。

3日、伊丹で自衛隊の入隊予定者合同激励会がありまして、高等工学校、いわゆる高等学校の部と、防衛大学に入る入隊予定者の激励会があり、丹波市からは今年1名、高等工学校に入学されておりました。

4日は政策会議がございまして、丹波市の第3次総合計画等について話し合いが行われました。引き続いて、令和5年度第1回丹波市JR福知山線複線化推進本部会議がございました。

5日、総務文教常任委員会がございました。

6日、第12回小・中学校長会、令和5年度兵庫県立丹波年輪の里運営協議会で年輪の里に行ってきました。

7日、予算決算常任委員会がございました。その後、教育部管理職会議では、政策会議等の報告や委員会の課題について管理職で毎月1回話をしております。

8日、議会本会議。

9日、土曜日ですが、高校魅力化事業でやっているeスポーツの交流会がありました。各高校、特別支援学校等に声かけをして一緒に楽しもうということで、氷上西高校で行われました。たくさんは来ていませんでしたが、氷上特別支援学校からも参加されていました。

11日から議会本会議で、一般質問がございました。その後、丹波篠山市教育委員会と丹波地区教育委員会連合会等の協議がありまして、この件につきましては今日会議が終わってから相談させていただきたいと思っています。

12日、叙位伝達に行ってみいました。その後、丹波市いじめ問題専門委員会がございました。データをきちんと報告していただきましたので、委員のほうからは建設的な意見がたくさん出ておりました。

13日、14日と一般質問がございました。高校魅力化事業のこと、図書館の在り方、不登校のこと、そのようなことが出ていたのですが、特に大きな問題はなく終わったように思います。

15日、中学校卒業証書授与式で委員の皆さんにもお世話になりました。私は柏原中学校に行かせていただいたのですが、やっぱりこどもがいる前というのは非常にいいなということを改めて実感して帰ってみいました。

それから、山南小川郵便局記念切手贈呈ということで、これは前山小学校が閉校するということで記念切手を作っていただきました。

16日、土曜日、植野記念美術館が入館者50万人達成記念ということで、それと同時に丹波布のファッションショーとか、歴史とかということでありまして、参加してまいりました。50万人目の方は丹波篠山市の方で、丹波市出身の方でした。

丹波布のファッションショーは着物が多かったのですが、自分で織られて、自分で着て出られるという形が多かったように思います。今日のネクタイも丹波布ですと私は言いたかったのですが、つけてくるのを忘れておりました。だんだん布が多くなるほど高くなりますと言っておりました。かわいいタータンチェックのようなものもありました。

18日、19日と予算決算常任委員会がございました。

21日、今日ですが、私は前山小学校の卒業証書授与式に、それぞれの委員さんにはまた別のところへ行っていただきました。ありがとうございました。

定例教育委員会と、この後、丹波少年自然の家事務組合教育委員会会議、それから令和5年度末県費負担教職員の異動に係る内示がございます。

23日、前山小と竹田小の閉校式に行ってまいります。

25日、予算決算常任委員会

26日は予備日、

27日、議会本会議、これは最終日でございます。

28日、丹波少年自然の家事務組合辞令交付・閉庁式に行ってまいります。

29日は、退職される方等々の辞令交付式で、感謝状や丹波情熱人表彰式、退職に係る交付式がございます。

以上でございます。

ただいまの教育長報告につきまして、何か御質問はありませんか。

(淵上委員)

質問です。3月に行われていました丹波市いじめ問題専門委員会とありますけれども、全体的に深刻な問題であると思うのですが、こういうのは年間でどれぐらい会議が開かれているのでしょうか。

(池内教育部次長兼学校教育課長)

いじめ問題専門委員会については、年2回開催しております。2回は決まった会として、重大事態とかそういう事案が起こった場合は、それに加えて第三者委員会のような形でやっていくことにしております。

(片山教育長)

ほかございませんか。

(足立教育部長)

先ほどの教育長報告の中で、3月19日、予算決算常任委員会となっておりますが、当初の予定は予算決算常任委員会ですが、総務文教常任委員会に変わっていますので、訂正をお願いいたします。

(片山教育長)

19日が総務文教常任委員会でございます。
ほかございませんか。
ないようでしたら、これで報告を終わります。

日程第4

議事

議案第8号 丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について

(片山教育長)

日程第4、議事に入ります。
議案第8号丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

(池内教育部次長兼学校教育課長)

2ページと3ページを御覧ください。丹波市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則第4条第1項の規定により、学校運営協議会委員について青垣小学校長から申出がありました。

学校の実態に応じ運営協議会の充実を図るために必要な地域住民、保護者、校長、教職員も含まれ、かつ男女委員の有無、20人以内等の条件を満たしていることから判断し適当と認めましたので、御審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

以上です。

(片山教育長)

委員から何か御質問、御意見はございませんか。よろしいですか。

(中川委員)

この委員の任期は何年でしょうか。

(池内教育部次長兼学校教育課長)

任期は1年になります。継続もありますが任期は1年です。

(片山教育長)

よろしいですか。

それでは、なければ採決いたします。

議案第8号丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員でございます。よって、議案第8号丹波市立学校における学校運営協議会委員の任命について、承認いたします。

議案第9号 丹波市社会教育委員の委嘱について

(片山教育長)

続きまして、議案第9号丹波市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

4ページです。議案第9号丹波市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。

社会教育委員は、社会教育法の規定によりまして教育委員会が委嘱し、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べる等を行っていただいております。

このたび令和6年3月末をもって2年の任期が終わりますので、4月以降新たに委嘱をするものです。委嘱する社会教育委員につきましては、5ページの名簿記載のとおりでございます。

なお、今回新規の委員につきましては、3番の竹岡委員は、丹波市山南地域のNPO法人丹（まごころ）のたねが運営しております里山ようちえんを運営されております。また、現在策定中であります第3次丹波市教育振興基本計画の審議会の委員様でもございます。8番の葛木委員につきましては、社会教育士の資格を有する方でございます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(片山教育長)

それでは、委員から何か質問、意見はございませんか。

特にないようでしたら、採決いたします。

議案第9号丹波市社会教育委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、議案第9号丹波市社会教育委員の委嘱について、承認いたします。

議案第10号 丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について

(片山教育長)

続きまして、議案第10号丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

議案第10号、6ページになります。丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明いたします。

地域学校協働活動推進員は、地域の教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整や、地域学校の教育活動への支援、企画、参加促進等を行っていただいている推進員でございます。

このたび令和6年3月末をもって2年の任期が終わりますので、4月以降の新たな委嘱になるものでございます。

なお、委嘱する推進員につきましては名簿記載のとおりです。7ページから13ページについては公募者の推薦書となっております。各学校の学校長からの推薦書でございます。

新規の推進員につきましては、2番の西小学校の谷川推進員、3番の東小学校、松井推進員、それから6番、青垣小・中学校の出町推進員、7番の和田小学校、村上推進員でございます。

推進員そのものはあと4名いらっしゃるのですが、その4名の方につきましては、任期が7年3月末まででございますので、この名簿には記載をしておりません。

以上で説明を終わります。ご審議いただきますようお願いいたします。

(片山教育長)

それでは、委員から何か意見、質問はございませんか。

なければ採決いたします。

議案第10号丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第10号丹波市地域学校協働活動推進員の委嘱について、承認いたします。

議案第11号 氷上回廊水分かれフィールドミュージアム運営委員会委員の委嘱について

(片山教育長)

続きまして、議案第11号氷上回廊水分かれフィールドミュージアム運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

ページは14ページになります。議案第11号氷上回廊水分れフィールドミュージアム運営委員会委員の委嘱について、説明をいたします。

水分れフィールドミュージアムの運営委員につきましては、博物館の運営を円滑に行うための企画展や各種の講座等、事業の年間計画等に対しご意見をいただいております。

このたび令和6年3月末をもって2年の任期が終わりますので、4月以降新たに委嘱をするものでございます。

なお、こちらの委員につきましては、公募委員以外の新規の就任はございません。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か意見、質問はございませんか。

(中川委員)

女性の委員が1人もいらっしゃらないのですが、そういうのは特に問題

にはならないのでしょうか。

(小島社会教育・文化財課長)

本来ですと女性の委員を入れるべきで、委員の選考等をさせていただくものだと思いますが、より専門性を高めた中で、この人にとお願いをしているところがございますので、特にこの分野についての女性の委員は今回なかったということでございます。

(片山教育長)

よろしいでしょうか。ほかございませんか。
なければ採決いたします。

議案第11号氷上回廊水分かれフィールドミュージアム運営委員会委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第11号氷上回廊水分かれフィールドミュージアム運営委員会委員の委嘱について、承認いたします。

議案第12号 丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について

(片山教育長)

続きまして、議案第12号丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

議案第12号丹波市黒井城跡整備委員会の委嘱について、ページは15ページでございます。

丹波市黒井城跡整備委員会は、黒井城跡の整備計画に基づいて遺構の保存修理であるとか、活用等に対してご意見をいただいています。

このたび令和6年3月末をもって2年の任期が終わりますので、4月以降新たに委嘱をするものです。

新規の委員につきましては、2番目の橋寺委員、市の文化財保護審議会から出ていただいております。関西大学の建築学科の准教授でございます。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

それでは、委員から何か質問、意見はございませんか。
なければ採決いたします。

議案第12号 丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員でございます。よって、議案第12号丹波市黒井城跡整備委員会委員の委嘱について、承認いたします。

議案第13号 丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について

(片山教育長)

続きまして、議案第13号丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

議案第13号、ページは16ページでございます。丹波市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

丹波市文化財保護審議会の委員につきましては、文化財保護法に規定い

たします文化財の指定や管理、制限等に対し審議し、ご意見をいただいているところでございます。

このたび令和6年3月末をもって2年の任期が終わりますので、4月以降新たに委嘱をするものでございます。

新規の委員につきましては、6番、井上委員、神戸大学の大学院人文学研究科の特命講師でございます。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か御質問、ご意見ございませんか。

なければ採決いたします。

議案第13号丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第13号丹波市文化財保護審議会委員の委嘱について、承認いたします。

議案第14号 丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

(片山教育長)

続きまして、議案第14号丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

それでは、議案第14号丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。

丹波市歴史民俗資料館運営委員会につきましては、柏原歴史民俗資料館・田ステ女の記念館、春日歴史民俗資料館、春日郷土資料館、それから市島の民俗資料館の市内に4つございます資料館の円滑な運営に対しご意見等をいただいているところでございます。

こちら任期満了に伴いまして、4月以降新たに委嘱をするものでございます。

なお、この歴史民俗資料館の運営委員につきましては、先ほどご審議いただきました文化財保護審議会の委員の兼務ということになっております。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か質問、意見はございませんか。

ないようでしたら採決いたします。

議案第14号丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第14号丹波市歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、承認いたします。

議案第15号 丹波市立図書館協議会委員の任命について

(片山教育長)

続きまして、議案第15号丹波市立図書館協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

議案第15号丹波市立図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。資料は18ページでございます。

丹波市立図書館協議会委員は、図書館法に規定をいたします図書館の運営に関して、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館方針について、館長に対して意見を述べる機関として設置をし、教育委員会が任命するものでございます。

こちら3月末をもって任期満了となりますので、4月以降の任命を行うものです。

なお、新規の委員につきましては、2番の薦木委員、先ほど社会教育委員のほうにもお願いをしておったのですが、薦木さん自身は、岡山県の西栗倉村の元図書館長の経歴がある方でございます。

また7番の中岡委員につきましては、今現在、図書館サポーターとしてご活躍をいただいている方でございます。

あとは公募の委員さんの上山委員ということになってございます。ご審議いただきますようお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か質問、意見はございませんか。

なければ採決いたします。

議案第15号丹波市立図書館協議会委員の任命について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員でございます。よって、議案第15号丹波市立図書館協議会委員の任命について、承認いたします。

議案第16号 丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命について

(片山教育長)

続きまして、議案第16号丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

続きまして、議案第16号丹波市立植野記念美術館運営委員会の委員の任命について、ご説明をいたします。

丹波市立植野記念美術館の運営委員につきましては、美術館の運営に対して館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として設置をし、教育委員会が任命するものでございます。

こちら任期満了に伴いまして、4月以降の新たな任命になるものでございます。

なお、新規に今回お願いをする委員についてはございません。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か意見、質問はございませんか。

なければ採決いたします。

議案第16号丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第16号丹波市立植野記念美術館運営委員会委員の任命について、承認いたします。

議案第 17 号 丹波市学校評議員設置に関する規則を廃止する規則の制定について

(片山教育長)

続きまして、議案第 17 号丹波市学校評議員設置に関する規則を廃止する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(池内教育部次長兼学校教育課長)

議案第 17 号丹波市学校評議員設置に関する規則を廃止する規則の制定について、ご説明いたします。20 ページをご覧ください。

学校評議員については、開かれた学校づくりと学校の自主的及び技術的な教育活動の展開を推進するため、平成 17 年 1 月から設置してまいりました。学校評議員設置に関する規則第 10 条には、「学校運営協議会を設置した場合は評議員の設置を免除することができる」と記載しております。

今年度、丹波市内の小中学校におきましては、全ての学校で学校運営協議会を設置することができました。つきましては、丹波市学校評議員設置に関する規則を廃止したいと考えております。

ご審議いただき、承認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か意見、質問はございませんか。

なければ採決いたします。

議案第 17 号丹波市学校評議員設置に関する規則を廃止する規則の制定について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第 17 号丹波市学校評議員設置に関する規則を廃止する規則の制定について、承認いたします。

議案第 18 号 丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則の制定について

(片山教育長)

続きまして、議案第 18 号丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

議案第 18 号丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

地域学校協働活動の推進員につきましては、先ほどの委嘱の際にも申し上げましたが、学校長の推薦によって教育委員会が委嘱をするものでございます。その役割についてもご説明したとおりですが、活動につきましては、学校と地域とをつなぐ役割が大変重要なところがございます。学校を核とした地域づくりを進める上で、地域の視点を交えた協議を経ることで、地域側と学校側の両方の視点をもって活躍いただけるものと考えております。

今回の改正につきましては、学校長だけではなく地域の方が参画する学校運営協議会において、協議を経た上で推薦いただくように改正をするものでございます。

また、その活動に対して 1 時間当たり 1,000 円の謝金をお支払いしておりますが、兵庫県の最低賃金を下回る金額でございましたので、今回 1,100 円に改めさせていただきたいと思っております。

21ページの資料は改正文、また22ページには新旧対照表をおつけしております。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か意見、質問はございませんか。
なければ採決いたします。

議案第18号丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第18号丹波市地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則の制定について、承認いたします。

議案第19号 丹波市立植野記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

(片山教育長)

続きまして、議案第19号丹波市立植野記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

(小島社会教育・文化財課長)

それでは、議案第19号丹波市立植野記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、説明をいたします。

今回、規則を改正しようとする対象となる施設は、丹波市立植野記念美術館と丹波市立歴史民俗資料館、それから氷上回廊水分れフィールドミュージアムの3つの施設を今回規則改正しようとしております。

改正内容でございますが、主な理由としましては、当課が所管いたします社会教育施設の入館料に関する減免規定、それがそれぞれの館によって差が生じていたために、整合を図るために今回改正を行うものです。

1点目に、丹波市立植野記念美術館条例の施行規則第10条の観覧料を全額免除する規定に次のキ、ク、ケの規定を加えまして、ほかの施設との整合を図ります。

それから、2点目の改正点としましては、丹波市立植野記念美術館、丹波市立歴史民俗資料館、氷上回廊水分れフィールドミュージアムの観覧料、入館料の50%を免除する対象として、これまでから運用で考えておったところもございますが、今回明文化する形として「精神障がい者の保健福祉手帳の交付を受けている者」、これを加えまして、保有する手帳の種類によって不利益が生じないように改めたいと考えております。

また、免除を受ける資格を証明するため提示をする書面、これを「書面等」に変えさせていただいて、障がい者手帳等の原本だけでなく、障がい者手帳のデジタル化にも対応できるように改めたいと考えております。

その他、各規則によって改正すべき箇所がございますので、第1条では植野記念美術館の施行規則、それから第2条では歴史民俗資料館の施行規則、第3条では氷上回廊水分れフィールドミュージアムの規則の改正をそれぞれに記載させていただいております。

25ページから27ページにかけて規則改正に係る新旧対照表をつけさせていただいております。ご審議いただきますように、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

委員から何か意見、質問はございませんか。

(吉竹委員)

改正については特に意見ではないのですが、1点確認といいたししょうか

質問したいと思います。現行及び改正後の中で、「県内の小中学校及び高等学校が」という項目がございますけれども、例えば県内の特別支援学校、学校単位でということになりましたら、特別支援学校という部分が「療育手帳の交付を受けている者で構成する団体で事前に審査を受けた登録した団体」、この中に入るのか、そのあたりの扱いについて教えていただきたいと思います。

(小島社会教育・文化財課長)

ご質問いただいた特別支援学校につきましては、県内の学校のところでの規定を準用させていただけたらと考えております。例えば25ページのところの右側、改正後のところです。(1)の免除する場合のオ、ここを準用させていただくつもりでおります。

(吉竹委員)

オの項は、「県内の小中学校及び高等学校が」の部分ですね。その部分に特別支援学校も入ると、準用すると、そういうことでしょうか。

(小島社会教育・文化財課長)

はい。

(吉竹委員)

それは読み取って分かりますかね。例えば特別支援学校のほうから、県内でしたら何校かありますけれども、丹波に行って学校行事等で美術館を利用したい、近くでしたら氷上とか北播磨とかがありますけれども、その中でこれに入るという読み取りができるかどうか、文章表現として。

(片山教育長)

暫時休憩します。

(休憩)

(片山教育長)

再開いたします。

(小島社会教育・文化財課長)

先ほど委員からご指摘をいただきました特別支援学校につきましては、記載漏れでございますので、本日この議案を修正させていただいて、後刻、再度審議いただくようによりしくお願いいたします。

(片山教育長)

ほか質問ございませんか。

それでは、後刻、再提案していただいて、採決したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案第20号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について

(片山教育長)

続きまして、議案第20号丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

それでは、議案第20号丹波市教育委員会後援名義の使用承認についてご提案を申し上げます。今回の審議案件は3件でございます。

1件目は、資料29ページからの一般社団法人こどものみらい応援団が主催されます「キッズマネースクール～はたらくってなに？～」です。実施日が令和6年5月3日、実施場所が丹波市立柏原住民センターでございます。

30ページは開催要領、31ページから33ページは定款、34ページは役員名簿、35ページは参考に名古屋で開催されたチラシをつけております。

続きまして、2件目でございます。資料36ページからの一般社団法人全日本ピアノ指導者協会が主催されます「ピティナ・ピアノステップ 丹波夏季地区」です。実施日は令和6年7月28日、実施場所は丹波の森公苑ホールです。

37ページは事業計画書、38ページは収支予算書、39ページから42ページは規約、43ページは役員名簿、44ページ、45ページは昨年度に実施されたチラシでございます。

続きまして、3件目でございます。資料は46ページからのまなびのかたち研究所が主催されます、映画「みんなの学校」上映会です。実施日は令和6年4月29日、実施場所はゆめタウン丹波ポップアップホールです。

47ページから48ページはチラシ、49ページは収支予算書、50ページから51ページが規約、52ページは役員名簿となっております。

3件とも丹波市教育委員会後援名義使用許可に関する要綱第3条の許可条件に適合しており、かつ要綱第4条の許可の制限に該当していないことから許可決定が妥当と判断しております。

以上で丹波市教育委員会後援名義の使用承認についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

ページ数がたくさんあるのですが、何か委員から質問、ご意見はありますか。

(淵上委員)

キッズマネースクールの行事について、携帯とかで以前にどういうものが開催されているのかなというのを見たことがあるのですが、口コミとかも全て出ていて、流れとかも全部分かりやすくブログでされている方もいました。そのなかで、一部疑問がありますが、マネーのことにに関して最後に勧誘みたいなことを口コミで何件か見たので、その辺が大丈夫なのかなというところが少し疑問に感じたところです。

以上です。

(足立教育総務課長)

委員が言われましたとおり、私もインターネット等で確認させていただいたら、一部そういった口コミもあるなということは見えております。全体的にはよかったという意見もありますし、許可条件でありますとか許可制限には引っかからないのかなということで、今回の許可は妥当かなと思っております。

以上です。

(片山教育長)

よろしいですか。ほかございませんか。

委員から何も質問がなければ採決いたします。

議案第20号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員でございます。よって、議案第20号 丹波市教育委員会後援名義の使用承認について、承認いたします。

議案第21号 寄附採納願について

(片山教育長)

続きまして、議案第21号寄附採納願について、事務局より説明をお願いいたします。

(足立教育総務課長)

議案第21号寄附採納願についてご提案を申し上げます。資料は54ページでございます。

このたび春日部小学校に対しまして、北山義明氏より絵画4点の寄附申出をいただいております。教育委員会の学芸員が市場価格等を参考に鑑定した見積額は、107万5,000円相当でございます。

学校長からも、本校卒業生の優れた作品でありまして、キャリア教育でありますとか創作活動に役立てたいとの意見があります。

このたびの寄附採納は30万円以上の寄附申出であることから、丹波市小中学校の寄附採納取扱規定第2条第1号の規定により教育委員会の承認を求めるものでございます。

以上で議案第21号寄附採納願についての提案説明とさせていただきます。

(片山教育長)

何かご質問がありましたらお願いいたします。

それでは、議案第21号寄附採納願について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます。

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第21号寄附採納願について、承認いたします。

日程第5

報告事項

(1) 寄附採納報告

(片山教育長)

日程第5 報告事項に入ります。

寄附採納報告について、お願いいたします。

(足立教育総務課長)

今回の報告は3件でございます。まず私からは、2件報告をさせていただきます。資料は55ページでございます。

氷上町御油の芦田正章様から市内中学校に対し、「ええなあ 絵てがみ」はがき絵で楽しみふえて福が来る、を7冊いただいております。

資料56ページでは、市の交通安全協会から新小学1年生にランドセルカバーの寄附申出がありました。

それぞれの寄附申出に対し、ありがたく採納しましたのでご報告申し上げます。

続きまして、社会教育・文化財課長より報告いたします。

(小島社会教育・文化財課長)

ページは57ページ、同じく寄附の申出がありましたのでご報告させていただきます。

このたび、丹波市立植野記念美術館に対しまして寄附の申出がございました。申出をいただきましたのは、京都府にお住まいの中尾恭子様。物件は中尾英武氏、山本茂斗蒔氏によります日本画の作品、計67点でございます。資料では別添というふうに記載をしておりますが、内容が非常に多くなりますので、今回は添付しておりません。

評価額は総額で1,866万9,000円となっております。なお、評価につきましては、京都府立の美術館の主任学芸員と、それから美術画等の販売を行っている事業者と2者から外部の評価をいただいたところでご

ざいます。

丹波市に非常にゆかりがございまして、市民にも親しみのある作家であり、当美術館におきましても過去3回の展覧会を開催しております。今回の申出を受けることでよりコレクションが充実することになりまして、広く市民の皆様へ公開をすることで、芸術文化活動への向上に役立てていきたいと考えておりますので、これをありがたくお受けするところでございます。

以上で報告を終わります。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はありませんか。
質問がなければ、寄附採納報告を終わります。

(2) 行事共催・後援等報告

(片山教育長)

続きまして、(2) 行事共催・後援等報告をお願いいたします

(足立教育総務課長)

行事共催・後援等の報告につきましては、資料58ページに掲載しておりますとおり、第27回J Cカップジュニアサッカー大会をはじめ全部で4件でございます。今回の報告につきましては、全てが後援依頼となります。それぞれ丹波市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱に基づき、許可条件に適合し特に問題がないことと、公的または恒例の行事であるため、専決処分により許可をしたもので、報告をさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。
質問がなければ、行事共催・後援等報告を終わります。

(3) 丹波市庁舎等への防犯カメラの設置等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

(片山教育長)

続きまして、(3) 丹波市庁舎等への防犯カメラの設置等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、お願いいたします。

(足立教育総務課長)

丹波市庁舎等への防犯カメラの設置等に関する要綱の一部を改正する要綱について、この要綱は市の要綱でございますが、小学校に設置しております防犯カメラに係る改正が含まれるため報告を申し上げます。資料は59ページでございます。

このたびの改正は、1つ目は中央小学校についてでございますが、職員室周辺に設置しておりましたカメラを、職員室も含め玄関周辺が映るように移動したことによるもの及び、児童昇降口と体育館入り口に新たに設置したことによるものでございます。

2つ目は、竹田小学校及び前山小学校の統合によるもので、「竹田小学校」を「竹山小学校」に名称を変更し、「前山小学校」を削除するものでございます。

3つ目は、吉見小学校の児童昇降口について、以前から設置しておりましたが、改正漏れがあったためこのたび加えるものでございます。

以上、簡単ではございますが、丹波市庁舎等への防犯カメラの設置等に関する要綱の一部を改正する要綱についての報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はありませんか。

(吉竹委員)	今の件についてはよく分かりました。それに関係してですが、確認で教えていただきたいのですが、ほかの小中学校の防犯カメラの設置の状況というのはどうなっているのですか。
(片山教育長)	暫時休憩します。 (休憩)
(片山教育長)	再開します。
(足立教育総務課長)	小中学校全ての学校に防犯カメラは設置してありますが、設置してある場所につきましては職員室周辺を主にしてありまして、学校によって2か所、3か所、少ないところでは1か所という状況になっております。
(片山教育長)	よろしいでしょうか。ほかございませんか。 それでは、質問がなければ、丹波市庁舎等への防犯カメラの設置等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、終わります。 (4) 丹波市立丹波竜化石工房条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(片山教育長)	続きまして、(4) 丹波市立丹波竜化石工房条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてお願いいたします。
(田原恐竜課長)	それでは、丹波竜化石工房条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明させていただきます。資料につきましては、60ページでございます。 丹波竜化石工房の規則の一部を改正する規則について、令和6年2月6日に公布させていただきましたので報告させていただきます。 内容につきましては、先ほど社会教育・文化財課長から説明がありました内容と同等のようなことですが、「療養手帳」を「療養手帳または精神障害者保健福祉手帳」に改め、また同条2項中の「書面」を「書面等」に改めまして、それぞれ社会教育施設との入館料の整合性を図り、またデジタル版の障がい者手帳等にも対応できるように改正をいたしました。 以上でございます。
(片山教育長)	それでは、ただいまの報告につきまして何か質問はございませんか。 質問がなければ、丹波市立丹波竜化石工房条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、終わります。 (5) 市島地域市立小学校統合準備委員会地域部会の進捗状況について
(片山教育長)	続きまして、(5) 市島地域市立小学校統合準備委員会地域部会の進捗状況について、お願いいたします。
(足立教育総務課長)	それでは、市島地域市立小学校統合準備委員会の状況について報告をさせていただきます。資料は61ページから78ページとなっております。 令和6年1月29日、月曜日に、市島地域市立小学校統合準備委員会第18回竹田・前山地域部会を開催いたしました。 協議・報告事項で、開校に向けた進捗状況を資料64ページから67ペ

ージの資料2により報告をいたしました。

また、令和6年4月に竹田小学校・前山小学校が統合することから、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱について、資料68ページの第2条第1号の改正について提案し、承認されたところでございます。

また、地域部会としては最後となることから、これまでの協議経過を振り返るとともに、委員ひとりひとりから感想や意見をいただき、教育長からお礼を申し上げたところでございます。

次に、資料71ページでございます。令和6年2月20日、火曜日に、市島地域市立小学校統合準備委員会第17回吉見・鴨庄・三輪地域部会を開催いたしました。協議・報告事項で通学支援について協議がなされ、三輪小学校区児童の通学については路線バスを活用することが決定されました。

以上で市島地域市立小学校統合準備委員会の進捗状況についての報告とさせていただきます。

(片山教育長)

ただいまの報告につきまして、何か質問はございませんか。

(淵上委員)

私は美和地区に住んでおりまして、一番上の子がこども園のときから、市島の教育を考える会から少しずつ会に出させていただいて、本当にこれまでたくさんの会議を支えられて、ここまでたどり着いたということに本当に感謝いたします。

美和地区の委員会とか、今小学校に入っていない未満児のお母さんとかと話す機会があったのですが、一番気になっているところは美和地区が統合したときにスクールバスが神姫バスであるということで、これから試運転とかなされると思うのですが、その辺がいろいろな意味で不安というか、その辺で意見とかも結構出ているのでしょうか。教えていただきたいです。

(足立教育総務課長)

現在、丹波市内で路線バスを使って通学しているのは大路小学校が一部あるのと中学校は山南中学校があります。そういう意味であまり例がないということで、不安にされている部分がありました。12月にPTAやこども園の保護者の方に説明会をし、それ以降は、委員を中心に不安に思っておられる方に説明を丁寧にしていったところで、現段階としては理解をいただいたという状況でございます。

今後不安があると思いますので、試乗会や、バス停、通学路の安全対策ということについては今後になりますが、児童についてはそれ以外にもモビリティ・マネジメントといいまして、公共交通の係に公共交通のバスの乗り方といったことも教育をしていきながら、路線バス、公共交通を使った通学支援をしていきたいと思っております。

(片山教育長)

ほかございませんか。

質問がなければ、市島地域市立小学校統合準備委員会地域部会の進捗状況について、終わります。

(6) 教育委員会事務局職員等の人事異動について【非公開】

(7) 令和5年度末教職員人事異動概要について【非公開】

日程第6

その他

(片山教育長)

続きまして、日程第6 その他に入ります。その他、各課から連絡事項

はありませんか。

(小島社会教育・文化財課長)

社会教育・文化財課から1点、兵庫県の重要有形文化財として、春日町長王の船城神社の本殿が指定される予定であることが分かりましたので、そのご報告をさせていただきたいと思います。資料につきましては、本日もお配りをさせていただいた1枚物でございます。

船城神社の本殿につきましては、令和5年の4月の定例教育委員会におきまして、市の指定有形文化財として指定することについて議決をいただいたところでございますが、このたび令和6年2月21日に開催されました県の文化財保護審議会の答申を受け、3月7日の兵庫県教育委員会で重要有形文化財として議決し、指定する予定であるという発表がございましたので、既に新聞等でもお伝えはあったわけなのですが、この点について報告をさせていただきます。

なお、正式な決定日につきましては、兵庫県教育委員会告示として、兵庫県広報に登録された日となりますので、ご了承いただきたいと思います。

資料につきましては、この文化財の説明をさせていただいております。船城神社本殿附棟札2枚でございます。施設概要につきましては、この下のところをまたご覧いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

(片山教育長)

何かご質問はございませんか。

それでは、令和5年度兵庫県指定の文化財物件、船城神社本殿の件につきまして終わります。その他ございますか。

(吉竹委員)

その他の項目で1点お尋ねしたいのですが、今日小学校の卒業式が終わり、4月に入ったら入学式が始まるわけですが、ちなみに近隣の特別支援学校、例えば氷上とか和田山とか北播磨とか、特に市教委からのメッセージとか。案内がないと出席はしませんが、そういうような取扱いについてはどうなっているのですか。

(足立教育総務課長)

入学式の案内がある学校については教育長のメッセージを送付していますが、特別支援学校は現段階ではまだ来ていないので、今後来ればメッセージ等を送らせていただきたいと思いますと思っております。

(吉竹委員)

分かりました。案内があればメッセージを送るということですが、丹波市内の小学校から、あるいは中学校から進学をする際に、特別支援学校へ進まれるというケースがあると思います。小学校から中学部、中学部から高等部、あるいは就学予定時で小学部へ入ると、そういうケースがあると思うのですが、今年度何人ケースがあるか分かりませんが、その場合は少しアンテナを張って、地元の市の教育委員会として特別支援学校にメッセージを送ると。それは入学式、卒業式も含めてですけれども、ぜひそうしていただいたら、保護者の方も地元の市教委からメッセージが届いているかと安堵をされたり、あるいは心強く思われたりするのじゃないかなと思いますので、ぜひそのようにしていただいたらありがたいと思います。

(足立教育総務課長)

入学式や卒業式の情報を得まして、そのような対応も検討したいと思います。先ほどメッセージでということを行いました。案内があった場合は、都合が合えば出席というのでも検討し、教育長と調整をして、可能であ

れば出席も考えたいと思っております。
以上です。

(片山教育長)

式とは関係がないですが、両方に籍を置く副籍のことはいますか。

(池内教育部次長兼学校教育課長)

副籍は、基本置くものとなっております。今年度からなっておるのですが、それはあくまでも氷上特別支援学校に籍がありますということがまず大前提です。それで、小学校に籍を置いて交流をしやすくなるということで副籍ですので、入学式ではあくまでも氷上特別支援学校で入学式になります。

(片山教育長)

式とは関係なしで、ちょっと聞いてみました。
式に関しては、委員よろしいですか。今総務課長が言いましたように、また案内等があれば、出席も含めて考えいきます。
ほかございませんか。なければその他を終わります。

日程第 7

次回定例教育委員会の開催日程

(1) 定例教育委員会

(片山教育長)

日程第 7 次回定例教育委員会の開催日程について、事務局からお願いいたします。

(足立教育総務課長)

次回の定例教育委員会は、4月18日、木曜日、午前9時からの開催でお諮りします。会場につきましては、山南支所庁舎、教育委員会会議室です。事務局からは以上です。

(片山教育長)

各委員さんの御都合いかがでしょうか。4月18日、木曜日でございます。午前9時から。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、4月18日、木曜日、午前9時から、ここ山南支所、教育委員会会議室で開催いたします。

(暫時休憩)

(片山教育長)

それでは、再開いたします。

議案第19号 丹波市立植野記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、再提案されましたので説明をお願いいたします。

(小畠社会教育・文化財課長)

改めて資料を修正いたしましたので、再提案させていただきたいと思っております。

今回の改正の趣旨につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおりですので割愛させていただきますが、改めて修正箇所について、新旧対照表のほうでご説明をさせていただけたらと思います。

まず、資料の1ページ目、植野記念美術館の条例施行規則でございます。こちらの改正後のところで、第10条第1項第1号オ、こちら右左を見比べていただきたいと思います。「高等学校が」というところを「県内の小中学校・高等学校及び特別支援学校が」というものに修正をさせていただきます。

また次のページでございますが、丹波市立歴史民俗資料館条例施行規則におきましても、第6条第1項第1号のイ、「県内の小中学校及び高等学校」

のところを「県内の小中学校・高等学校及び特別支援学校」に改めさせていただきます。

同様に３ページ目の丹波市立氷上回廊水分かれフィールドミュージアム条例施行規則におきましても、第１０条第１項第１号イ、「県内の小中学校・高等学校」を「県内の小中学校・高等学校及び特別支援学校」に改めさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

(片山教育長)

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして訂正の上、再提案されましたので、委員のほうから何か質問、ご意見等ありませんか。

なければ採決いたします。

議案第１９号丹波市立植野記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、採決いたします。同意される委員の挙手を求めます

(賛成者 全員)

(片山教育長)

挙手全員です。よって、議案第１９号丹波市立植野記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について、を承認いたします。

以上をもちまして、本日の定例教育委員会を終了します。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。